

二十歳のあなたへ・・・ 消費者トラブルに巻き込まれない大人になろう！

二十歳になると、自らの責任で、様々な場面で多くの契約をしていくこととなります。未成年者の契約は、原則法定代理人(親権者等)の同意が必要ですが、成人を迎えると、自分の意志で自由に契約することが出来ます。その反面で、契約でトラブルになった場合の責任も自分が負うこととなります。成人になったばかりの若者を狙い撃ちする悪質な業者による消費者トラブルも多数発生することから、皆さんに気をつけていただきたいです。

【新成人・新社会人へのアドバイス】 【H 30.1. 国民生活センター公表より】

① 軽い気持ちで契約しない！ネットの情報に流されない！

日常の買い物も契約です。契約トラブルを防ぐためにも、「契約」に責任を持ちましょう。契約前に契約書や重要説明書等をしっかり読みましょう。スマホを通しての契約(通信販売等)は手軽さの反面、多くの情報に惑わされないように特に注意が必要です。

② その場で契約しない！

体験したつもりでエステに行ったら高額なコースを勧められるなど、思いがけない契約を勧められることがあります。相手が「今すぐ決めて」「今日だけ特別」と急かすような場面でも、冷静になり、後で後悔しないようによく考えましょう。

③ もうけ話は信じない！

特に20歳代では「友だちも契約すれば紹介料がもらえる」等と誘われるマルチ取引の相談が多く、身近な友人、先輩等からマルチ取引や儲け話の勧誘をされることがあります。簡単にお金が稼げることはあり得ません。儲け話をうのみにせず、必要のない契約は断りましょう。

④ 「お金がない」なら契約しない！

「お金がない」と断っても、「クレジット契約すればよい」「お金を借りればよい」と言われ、高額な契約を勧められることがあります。「お金がない」という断り方は相手につけ入る隙を与えるため、断る時は「契約しない」とはっきり伝えましょう。自分の支払い能力を超える契約をすると、支払いに困って生活そのものが立ちいかなくなることもあります。借金してまでも必要な契約なのか、冷静に考えましょう。特に借金をさせてまで契約を勧める事業者は信用しないようにしましょう。

消費生活相談のことなら・・・

- 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
- 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) 0584-68-0185
- 消費者ホットライン ☎^{いやや}188